

第5回

主権者として考えたい憲法 (前編)



伊藤塾 塾長

弁護士 伊藤真

現在国会では、毎週のように憲法審査会が開催され、憲法改正に関する議論が行なわれています。さらに、コロナ感染拡大、ウクライナ危機のような外国からの一方的侵略など現行憲法では対応できないとして、各メディアやネット上でも改憲の是非についてよく取り上げられているようです。

ただ、憲法記念日に実施された多くの世論調査では、改正賛成派が増加した一方で、9条など個別テーマでは拮抗するなど、市民のみなさんの意見も割れています。そこで、前編、後編に分けてあらためて憲法改正について考えていきたいと思います。

立憲主義と人類の英知

憲法改正について考えるにあたり、まず理解しなくてはならないのは立憲主義という考え方です。

民主主義は、いつまでもなく国家の基本的な統治システムとして極めて重要な役割を果たしています。しかし、ナチスドイツなど歴史上、そのときどきの多数派は過ちを犯す危険性があります。そこで、多数決によっても決めてはいけないことを前もって憲法の中に書き込み、国家権力に歯止めをかけるおへんことをしました。これを立憲主義といいい、いわば人類の英知と呼ぶべきものです。

その中、この近代憲法の特徴は、「国民」一人ひとりに着目して、個人の集まりとしてとらえるところにあります。これを「個人の尊重」といい、人と違つことはむしろ褒めらうしいことであり、そして誰もが個人として等しく大切にされるべきだといふ考えです。憲法13条前段でも規定されており、私はよく、「人は皆違つ、人は皆同じ」と説明しています。

憲法改正権は国民のみにある

このように、憲法は守るべき価値を定め、国家権力に守らせ、それにより個人の尊重という憲法の究極価値を実現するための装置だといえます。

憲法をつくり、憲法上のさまざまな機能に権限を与える権力を「憲法制定権力」といいますが、憲法改正権は、憲法制定権力を持つ国民のみにあることになり、憲法改正は、憲法制定権者である国民がどうしても改憲が必要だという意思を持ち、その国民の改憲意思を国会議員が受け止めて、国会において発議され、国民の間で十分に議論されて進められるべきものといえます。

立憲主義憲法は政治家など国家権力行使する為政者を縛るためのものであるにもかかわらず、為政者の側から改憲を主張するということは、為政者が今までも自由にも権力行使することを許すものとなり、同時に国民に不自由を強いることを許す改憲にならないでしょう。

この「憲法改正」の問題を「立憲主義」の観点から考える上で3点ほど考え方のヒントをあげておきます。第一に、その「改正」をすることが、国家権力への歯止めになるのかを考えてみてください。

〈いとう まこと〉



1958年、東京都生まれ。東京大学法学部卒業。1982年に弁護士登録。真の法律家の育成を目指し、「伊藤真の司法試験塾(現伊藤塾)」を設立。「憲法を知ってしまったものの責任」から、日本国憲法の理念を伝える伝道師として、講演・執筆活動を精力的に行う。夢は世界の幸せの総量を増やすこと。日本を人権先進国、優しさ先進国、平和先進国にすること。

NHK「日曜討論」や「仕事学のすすめ」、テレビ朝日「朝まで生テレビ」などに出演。著書は多数。現在は、選挙無効確認請求訴訟、安保法制違憲訴訟のほか、憲法53条違憲国家賠償請求訴訟、映画『宮本から君へ』助成金不交付決定処分取消訴訟、岡口基一裁判官弾劾裁判の弁護団に加わり、憲法価値の実現と立憲主義の回復のため日々積極的に取り組んでいる。

締め切り迫る！ 6月25日まで

保険医年金

予定利率 1.140%

※7月1日から適用 (6/30まで1.259%) 【短期のご加入では積立金が掛金を若干下回ります】

保険医年金は全国で加入者数約5万2千人、積立金総額1兆3千億円を超える会員のための私的年金制度です。生保6社(大樹・明治安田・富国・日本・太陽・第一)が受託し、制度発足以来54年間、年金受給者の受給額をカットしたことは一度もありません。

【おねがい】

※普及委託生命保険会社4社の職員が保険医年金のおすすめで診療所等を訪問した際は“共済制度普及社員証”を必ずご確認の上、何卒ご面談頂きますようお願い申し上げます。

自在性が魅力！

- 年金受給時には10年・15年定額型、15年・20年逡増型の4種類から選択。
- 急な出費にも1口単位で解約可能(手数料不要)。
- 払い込みが困難なときに掛金中断、余裕ができたときに掛金再開(手数料不要)。
- 万一の時はご遺族に全額給付。

着実な老後設計に一時払も好評です！

加入期間	元利合計
5年	1,030,600円
10年	1,085,800円
20年	1,205,200円

- 月払い：1口1万円(通算30口まで)
- 一時払：1口50万円(毎回40口まで)

加入資格 満74歳までの協会会員 ※月払増口、一時払申し込みは満79歳まで

※ここでご案内しました内容は、制度概要を説明したものです。ご加入条件、お支払い条件等については、パンフレット・申込書を必ずご確認ください。

★保険医年金のお問合せは、大阪府保険医協会／共済部 (☎06-6568-7721) まで